第57号様式の5の3(第37条関係)

自動車税の減免対象バスの認定兼減免申請書

大分県　　県税事務所長殿

年　　月　　日

住所又は所在地

氏名又は名称

個人番号又は法人番号
(右詰で記載)

大分県税条例第60条の15第2項の規定により　　年度分の自動車税の減免を申請します。

記

1　減免対象バスの総数　　台

2　減免対象バスの指定等

区分	登録番号	乗車定員	4月1日から4月7日までにおける		補助対象路線走行率 ロ／イ	当該バスの主な定置場
			当該バスの全走行キロ数イ	イのうち補助対象路線走行キロ数ロ		
1		人	km	km	%	
2						
3						
4						
5						

記載要領

1　「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

2　「減免対象バスの総数」は、次の算式により得た数とする。

$$\text{減免対象バスの総数}=\text{当該一般乗合旅客自動車運送業者の所有する一般乗合用バスの数}\times\frac{\text{当該一般乗合旅客自動車運送業者の補助対象路線に係る年間走行キロ数}}{\text{当該一般乗合旅客自動車運送業者の全路線の年間走行キロ数}}$$

注1　「当該一般乗合旅客自動車運送業者の補助対象路線に係る年間走行キロ数」とは、当該一般乗合旅客自動車運送業者のバス路線のうち、減免を受けようとする年度の前年度において、生活交通路線維持費補助金の対象となつた期間における補助対象路線の年間走行キロ数をいう。

2　「当該一般乗合旅客自動車運送業者の全路線の年間走行キロ数」とは、減免を受けようとする年度の前年度において、生活交通路線維持費補助金の対象となつた期間における全路線(ただし、高速バス及び定期観光バス等の路線については除く。)の走行キロ数をいう。

3　「年間走行キロ数」とは、次の算式により算定したものをいう。

$$\text{年間走行キロ数}=\text{系統別キロ数}\times\text{当該系統の1日当たり運行回数}\times\text{年間運行日数}\times 2$$

4　「減免対象バスの総数」に1未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

5　「当該一般乗合旅客自動車運送業者の所有する一般乗合用バスの数」とは、減免を受けようとする年度の4月1日現在において、当該一般乗合旅客自動車運送業者が所有する一般乗合用バスの総数(ただし、高速バス及び定期観光バス等の数については除く。)をいう。

3　減免対象バスの指定等の表には、各バスごとに、自動車税の減免を受けようとする年度の4月1日から4月7日までの期間に係る旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第25条の乗務記録によつて補助対象路線走行キロ数及び全走行キロ数を算定し、次の算式により計算した補助対象路線走行率の高いものから順次、1の減免対象バスの総数までのバスについて記載するものとする。

$$\text{補助対象路線走行率}=\frac{\text{4月1日から4月7日までの補助対象路線走行キロ数}}{\text{4月1日から4月7日までの全走行キロ数}}$$

この場合において、「走行キロ数」に1未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとし、「補助対象路線走行率」は、パーセント以下第2位まで算出して記載するものとする。

4　この申請書を提出する際には、減免対象バスの主な定置場を管轄する陸運行政機関が発行する当該バスが主として補助対象路線において運行されていることを証する書類その他参考となる資料を添付するものとする。